

令和5年度 事業計画書

(一般社団法人日本公園施設業協会を取り巻く状況)

予算面では、国の一般会計予算の伸びが令和5年度(2023年度)対前年度1.14倍の中で、国土交通省としても一般会計予算及び一般公共事業費について対前年度1.00倍と安定的な確保を図り、「国民の安全・安心の確保」、「経済社会活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「豊かで活力ある地方創りと分散型国づくり」の3本柱に重点的に取り組むこととされている。その中で、公園緑地分野では、緑・公園・景観を活かした魅力ある都市空間をつくるために、国営公園等の整備推進、都市公園の老朽化対策を含む防災・減災まちづくりの更なる推進、カーボンニュートラルの推進、官民連携の強化等による公園整備・管理運営の推進、2027年国際園芸博覧会等に向けた取組を柱としている。

特に、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としてその価値が再認識され、子ども・子育て支援などの社会課題に対応した安全で快適な子どもの利用空間となる都市公園等の整備の推進やインフラ長寿命化計画に基づく緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等を推進することとされており、引き続き都市公園における遊具の新設、更新が進むことが期待される。

制度面では、平成30年(2018年)4月からの都市公園の遊具の定期点検の義務化等による専門技術者への定期点検業務の発注及び長寿命化計画に基づく公園施設の改修等に伴う遊具の改修・更新が引き続き増加傾向にあり、当協会の公園施設製品安全管理士・公園施設製品整備技士、公園施設点検管理士・公園施設点検技士資格者の一層の活躍が期待されている。そのためにも、過去2年間オンライン方式で実施してきた更新、新規の資格認定講習会や、感染症対策を講じた上で、実会場で実施してきた資格認定試験や実地講習の経験を活かし、講習会・試験を実施する。

また、平成26年(2014年)以来10年ぶりとなる「遊具の安全に関する規準」の改訂(JPFA-SP-S:2024)を令和6年(2024年)4月1日から実施することで予定しており、会員への説明会を踏まえ、各支部単位での自治体等への説明会を経て、次年度からの実施に向けた作業を進めていく必要がある。

一方、令和元年(2019年)に開催した国際シンポジウムで示されたとおり、世界の潮流は遊びの価値を重視して、ベネフィット・リスクの考え方をとる方向にあり、子どもの遊びと遊び場を取り巻く状況やISOでの議論を踏まえると、わが国でも今後はベネフィット・リスクアセスメントの考え方を踏まえた遊び方や遊具の提供が必要とされてくると考えられる。また、多くの自治体等で試みられ始め、社会的な関心も高まっている、共生社会の実現に向けたインクルーシブな遊び場の整備に対する対応等も大きな課題となっており、協会としての見解も示していく必要がある。

さらに、上記の国際シンポジウムを契機に友好協定を締結した香港、シンガポール、台湾、韓国の各団体との友好関係についても、ここ4年間は世界的な新型コロナウイルス2019の蔓延により見送らざるを得なかったところであるが、徐々に進んでいる国際間の人的交流の動き

等を見極め、IFLA-APR 日本大会開催への協力等の場の活用も検討しながら、再開を目指していく必要がある。また、新たに、アメリカ・カナダ他 欧米との協力活動についても進めていく方向で検討を行う。

(基本方針)

協会を取り巻く様々な状況を踏まえ、安全で快適かつ魅力ある公園施設を広く国民の利便に供するため、協会が培ってきたSP・SPLマークや年齢表示シールの信頼性の維持・向上を図るとともに、認定資格技術者の技術力を活かしながら、以下の方針に基づき事業を実施するものとする。

各事業、活動については、コロナウィルス 2019 対策を講じて実施できた一昨年度、昨年度の経験を活かし、安全かつ効果的な方式による実施を目指すとともに、「遊具の安全に関する規準」改訂版 (JPFA-SP-S:2024) の公開、普及活動を行うものとする。

また、本年は都市公園制度制定 150 周年にあたることから、昨年度より内部で検討を進めてきた記念事業としての「(仮称) 都市公園における遊具の歩み」を取りまとめるとともに、関係各団体と連携して各種記念事業の開催、実施等に積極的に協力していく。

さらに、国を挙げて開催に向けて努力し、緑・公園分野の最重要事項となっている令和 9 年 (2027 年) の国際園芸博覧会開催に向けて、昨年度設置した国際園芸博覧会特別委員会を中心に、業界団体としてのノウハウの提供や出展協力等の準備を積極的に進めていく。

(1) 方針

- (ア) JPFA の信頼性の維持と向上
- (イ) 社会貢献の充実
- (ウ) 公園施設業界の業務拡大
- (エ) 公園施設業界の業務の質の向上
- (オ) 国際交流と情報収集
- (カ) JPFA の安定運営

(2) 事業

- (ア) 総合的広報戦略に基づく広報の推進
 - ・JPFA 及び会員が提供できる「価値」について、総合的広報戦略に基づき、協会公式サイト、JPFA ニュース等により積極的に広報する。
 - ・JPFA 及び SP・SPL マーク等の認知度を向上させるために、点検ユニフォーム着用の目的を踏まえた適切な着用と SP・SPL マーク等の表示を引き続き推進する。
 - ・日常点検講習会用ポロシャツ・帽子を製作する。
 - ・各支部において国営公園等とタイアップした広報展開を再開、継続する。

(イ) 公益事業の推進

- ・ 地方自治体等の日常点検担当者の技術向上を支援するために、一般社団法人日本公園緑地協会と共催で、遊具の日常点検講習会（全国版）を全国主要都市で、また地自治体等からの依頼をうけて、同（地方版）を開催するとともに日常点検講習会の正な運営のための日常点検講習会における屋外講師の育成講習会を開催する。
- ・ 遊具の安全な利用方法を啓発するために、「なかよくあそぼうあんぜんに」を継続発刊する。

(ウ) 調査、研究、技術開発の推進

- ・ 公園施設に関する以下の基礎研究を大学との共同研究等により推進する。
- ・ 公園・園庭遊具の利用が子どもの発達に及ぼす影響に関する研究
- ・ 幼児が公園遊具から転落した時の衝撃緩和に関する研究
- ・ リスクベネフィットアセスメントに関する研究
- ・ インクルーシブの遊び場に関する研究
- ・ 規準に関する調査、研究を実施する。

(エ) 遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）等の見直し

- ・ 現規準（JPFA-SP-S:2014）等が、現在の社会情勢、子ども達の「必要とする遊びの価値」公園などの遊び場の役割、遊具で発生する事故の変化、損害賠償に係る責任の有無等に対して十分適応できていない状況が生じてきたため、国土交通省とも情報交換を行いながら、年度半ばを目途に「遊具の安全に関する規準」の見直し（JPFA-SP-S:2024）と、新規に「遊具の品質に関する規準（JPFA-QR-S:2024）」の取りまとめ等を行うとともに、令和5年度（2023年度）に実施する支部毎の自治体向けの説明会を計画し、令和6年（2024年）4月からの適用を目指す。

(オ) 専門技術者・点検技術者の育成と質の向上

- ・ 専門技術者を育成・認定するために、オンライン方式と集合研修のハイブリッドにより、公園施設製品安全管理士・整備技士認定講習・試験を実施する。
- ・ 点検技術者を育成・認定するために、オンライン方式と集合研修のハイブリッドにより、公園施設点検管理士・点検技士認定講習・試験を実施し、公園施設の安全確保に寄与する。
- ・ 専門技術者と点検技術者の技術力の維持向上を図るために、オンライン方式により更新講習を実施する。
- ・ 各支部において新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、主任安全管理士会を開催し、技術レベルの維持・向上を図るとともに、公園施設全般に関する疑問や意見を抽出し、規準の改訂や施設の改善に寄与する。

(カ) 企業認定制度の維持発展

- ・「遊具の安全に関する規準」及び「一般公園施設製品の安全と品質に関する規準」の見直しと、「遊具の品質に関する規準」の新設を受けて、令和6年（2024年）4月からの適用に備え、「公園施設製品の品質と安全性確保に関するマネジメントシステム—要求事項」の見直しを行ない、従来の安全性確保に加え、品質に関する要求事項を明確にし、満たすべき顧客のニーズと期待を製品に関する必要条件とする視点で監査内容の見直しを図る。
- ・QSMSに適合したマネジメントシステムの運用定着化を促進するとともに、本部立会等により監査機能の強化を図り、企業認定事業の高度化を推進する。

(キ) 定期点検業務の適正化と質の向上

- ・定期点検業務の管理と報告書（成果品）の質の向上を目的として点検ソフトの汎用性を高めながら、点検データの管理と運用方法を研究する。
- ・「劣化判定事例集（案）」及び「ハザードレベル3事例集（案）」の内容の充実を図る。

(ク) 企業倫理意識の向上と知的財産権の保全

- ・知的財産の保全意識の向上を図る。
- ・令和3年（2021年）11月に設立した知的生産者選定支援機構の一員として、知的生産者の公共調達の仕組みを価格による評価から質的な評価の原則へと変換し、公共調達に関する適切な発注方法の普及及び発注支援の実現に向けた活動を検討する。

(ケ) 国際交流と情報収集

- ・ISO/TC83/WGに引き続き参加し、遊具規準の国際動向に関する情報収集を行う。
- ・国内を含め海外のコロナウィルス2019の感染動向を見定めながら、友好協定を締結した香港、シンガポール、台湾、韓国の各団体と交流を再開し、情報交換を行う。

(コ) 公園施設団体賠償責任保険制度の運用

- ・公園施設にかかる事故時の安心を担保するために、公園施設団体賠償責任保険制度を引き続き運用する。

(サ) JPF Aの安定運営

- ・JPF Aの財政運営の健全性を維持向上させるために、受託事業の受託を推進する。
- ・事業予算執行の適正管理を推進する。
- ・意見交換会の実施、要望・提案の提出等を通じて、国等との連携を強化する。
- ・JPF A青年部の事業活動を支援する。
- ・多年にわたり協会本部、支部の活動に功労のあった企業と個人を顕彰するために、

会長表彰を実施する。

(シ) 令和9年(2027年)国際園芸博覧会への協力

- ・協会の社団法人化前後にまたがる時期に開催された平成2年(1990年)の大阪花の万博における協力を挙げての協力の経験も踏まえ、今回の国際園芸博覧会に向けての協力体制を準備する。
- ・担当する委員会を中心に、協力できるノウハウや具体的出展内容等についての検討を行う。